

政策研究会理事長) 中川八洋(筑波大学助教授) ○名越二荒之助(高千穂商科大学教授) 二宮信親(月曜評論社社長) 原田統吉(評論家) 弘津恭輔(元総理府総務副長官) 福岡克也(立正大学教授) 藤田豊(元国分寺市立第四中学校長) ○法眼晋作(元外務次官、国策研究会理事長) ○細川隆一郎(政治評論家) ○村尾次郎(元文部省主任教科書調査官) 村松剛(筑波大学教授) ○森本真章(福井工業大学教授) 若井煦夫(京都市立紫野高等学校教諭) 渡辺茂(専修大学名誉教授)  
(五十音順、○印は常任理事)

(昭和59年4月13日 自由新報より)

#### 臨時教育審議会設置法案

##### (目的及び設置)

第1条 社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

##### (所掌事務)

第2条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広く、かつ、総合的な検討を加え、必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

##### (答申等の尊重)

第3条 内閣総理大臣は、前条第1項の諮問に対する答申又は同条第2項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

##### (組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

##### (委員)

第5条 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

##### (会長)

第6条 審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

##### (専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

##### 附則

##### (施行期日)

この法律は、昭和59年6月30日までの間において政令で定める日から施行する。

##### (この法律の失効)

この法律は、附則第1項の政令で定める日から起算して3年を経過した日にその効力を失う。

アによる子供の教育が欠落し、家庭のぬくもりを奪うことによって児童の福祉によくない影響を与えているのではないかということを危惧する。

母親のみではない。従来、企業には、ともすれば仕事に熱中するあまり、家庭を顧みないことをもってよしとする風潮があった。しかし従業員はまた「人の子の親」でもある。それはその企業の労働力であるのみならず、次代を担う資質の高い国民を育てるための、かけがえのない教育者でもある。少年非行、家庭内暴力の原因として、親と子の間の会話の欠如があげられる場合が多いのであるが、それは企業従業員個人の心のもち方であるとともに、企業内における雰囲気も相当の影響力をもつことに留意しなければならない。

## VI 臨時教育審議会と教科書問題

(昭和59年12月20日 自由新報より)

### 「教科書正常化国民会議」設立趣意書

このたび、私どもは、教科書正常化国民会議を結成いたしました。その目的とするところは、今日偏向の著しい文部省検定の教科書、とくに国語科および社会科のは正をはかり、わが国の将来を担う次代の国民に公正して健全なる教科書を与えようとするにあります。

文部省の定めた検定の制度にもかかわらず、わが国の教科書が、とくに近年において偏向の事実が顕著であることは、すでに国民の多数によって知られているところであります。しかしながら、現在、これを是正する積極的な政策がとらえていないことは、誠に遺憾であります。

その由ってきたる所以は、教科書の執筆者自身に偏向の見解を持つものが多いことばかりでなく、この種の人物を選んで執筆せしめる教科書出版企業、また片寄った教科書が採択されるその手続の仕組み、さらにはこれらの過程に伏在する「日教組」の組織的活動、あるいは一般のマス・メディアの一部に見られる偏向報道の影響、また政府および文部省、各地方教育委員会のうちに見られる無定見、積極的な是正に対する信念の欠如など、実に多方面にわたって偏向の原因が考えられます。

わが国の社会的潮流の一つとなっている如くにも思われるこの偏向の病根にたち向って教科書のは正運動を興すことは、決して容易な仕事ではありません。しかし、これは、手をこまねいて嘆じている訳にはゆかぬ重要な問題であります。私どもは、広く日本中の同憂の士に訴え、根気強く教科書正常化の運動を組織しようと決意いたしました。

本会議の運動方針は、会員の間には機関紙を配布して偏向教科書の実態を明らかにするとともに、会員からの意見をも掲載して、広く知識の交流を図りたいと存じます。また、政府、国会、文部省等に対しても教科書は正のための提言を行ない、さらに公正な教科書をわれわれ同志の間で著わし、広く採択せられるよう運動を展開することも、本会議の重要な任務と信じております。

本会議の包負は大きく、その運動は堅実に進められなくてはなりませんが、この運動の実効を期するには、何よりも多くの会員を糾合して、その熱心な支持をまたなくてはなりません。つきましては、本会議の意図するところを了解せられ、進んでこの会議に参加されますよう切望する次第であります。

### 教科書正常化国民会議役員

会長 気賀健三（慶應義塾大学名誉教授）

理事 秋山篤彦（時事問題研究所専務理事） 池見猛（民族科学研究所理事長） ○石井公一郎（ブリヂストン・サイクル会長） 稲川誠一（岐阜教育大学講師） 井上茂信（外交評論家） 上杉千年（岐阜県立高山高等学校教諭） ○宇野精一（東京大学名誉教授） 太田弘毅（桐蔭学園高校教諭） 岡田春生（元東京都世田谷区立梅丘中学校長） 梶山茂（全国教育問題協議会副理事長） 片岡正巳（評論家） 勝田吉太郎（京都大学教授） 加藤栄一（筑波大学助教授） ○川上源太郎（評論家） 黒田観（東京教育大学名誉教授） ○小林龜男（小林製作所社長） 小林茂広（香川大学名誉教授） 斎藤忠（外交・軍事評論家） 佐藤和男（青山学院大学教授） ○滝原俊彦（帝京大学教授） 立井信也（八千代市立大和田南小学校教頭） 土屋清（総合

は今や中学生であり、とくに問題の大きい対教師暴力事件で書類送検された中学生は、昭和56年1,148人、昭和57年1,500人で、これはすべて公立中学校生徒であり、私立中学校の生徒は皆無であるということである。

このことは、私立中学校にあっては、校内で理不尽な暴力をふるう生徒に対しては、退学させることができるのであるが、公立中学校にあっては、義務教育制のゆえにそれができないことにあるのではないかろうか。

公立中学校においては、教師の手に負えない生徒に対し、学校には来なくてもよい（むしろ来てくれるな）、しかし3年間在籍すれば自動的に卒業させるといった例すら散見できる。

文部大臣の諮問機関である中央教育審議会においては、中学に習熟度別学級編成を取り入れることが論議されているようであるが、このような生徒に対しては、むしろ画一的な授業を課すよりは、自己に適した、または自己の好む仕事をするための技能を習得できる道を選ばせる、つまり9年間義務教育制を見直すほうが本人の幸福につながると思われるのである。

## (2) 私立大学に対する補助金

大学の数、大学卒業生の数の増大は、私学の振興に負うところが大きい。しかし、最近の一部私立大学の不祥事をみると、私学振興のための国庫からの補助金制度について考え方すべき点が多いように思う。

私立学校振興助成法は、「国は私立大学の経常的経費の二分の一以内を補助することができる」（第4条）とし、私立大学総経常経費の26.4%，2,812億円を国庫から補助している（昭和57年度）。

しかも、この経常経費の多くの部分を占めるのは、教職員の人工費である（昭和56年度総経費の70.8%）。

私立大学は私企業である。したがって、人事院勧告のような公の規則を受けることなく、各大学ごとの、ストライキ権を背景とした団体交渉によって教職員の給与を決める。その結果、私立大学教職員の給与は、平均して国立大学教職員のそれよりも12.4%も高くなっているのである（昭和54年度）。

憲法第89条は、「公の支配に属しない教育の事業」に対し、公金の補助をしてはならないと規定しているのであるが、現実に公金の補助を受けている私立大学は「公の支配に属する教育の事業」なのであろうか。私立学校振興助成法第4条は、憲法との関係においてどのように解釈するのであろうかという疑問はあるが、それは一応さしおくとしても、今日の国家財政大赤字に際し、私立大学の、ストライキ権を背景とした団体交渉の結果をそのまま容認し、経常経費の2分の1以内を補助することがはたして妥当なのかということに関し、識者の注意を喚起しておかなければならない。

## (3) 企業と教育

最近頻発する校内暴力等非行少年問題との関連において、企業は、一般社会により広く門戸を開くことを考えねばならなくなつた。前記の「近年の校内暴力問題について」にも指摘したところであるが、企業の所有する体育館、運動場等を可能な範囲において地域社会に開放すること、従業員家族に企業参観の機会を与えること等、すでに多くの企業において行なわれていることを、より活発化することはもちろん、さらに学校の先生に企業現場を参観してもらって、産業の実態を知ってもらうこと、学校側の要請があれば、企業の従業員を学校の講師として派遣すること等も、積極的に考えねばならないことであろう。

MEの普及については、前章に述べたところであるが、これにともない、ME操作のための教育に加えて、ME導入にともなって新しい職場に配置転換される従業員、とくに高年齢従業員に対する教育（とくに安全教育）が、企業の新しい教育課題となろう。

## (4) 家庭教育

人は誕生とともに、身体接觸を通して母親の肌のぬくもり、母乳の香りを知る。しかし今日、出生児数の減少、家庭の電化とあいまって、母親の家庭外就労の比率、社会への進出の比率が大きくなつた。このことは女性の地位の向上をもたらし、社会発展に貢献したこととは否定できないが、反面、スキンシッ

- (6) 大学の教養課程と高校との間には、教育内容に重複するところがある。この点を改めて高校生の重荷を少しでも軽減できるようになることが望ましい。
- (7) 暗記第一主義の教育を改め、思考力と理解力を高める教育を行う必要がある。そのためには、今よりも実験、実習を重視することが肝要で、設備の充実をはかる必要がある。
- (8) 生徒のいわゆる問題行動に対して、教師に積極的な対応に欠けるところがあるが、これについて全校の教師が一致協力して根気よく対処してゆく必要がある。なお特に高校では、教師と生徒の交流に欠けているので、早急にこれを改めるよう心掛けてほしい。
- (9) 生徒の「問題行動」は、多岐にわたっているので、問題別に対応することが肝要である（第3章参照）。なかには煙草やシンナー等がいかに身体に影響を与えていたかを学校教育の中で積極的に取り上げてゆく必要のあるものもある。またむずかしいことではあるが、説得にあたり、本人の自覚を促し、その上に立った反省を求めることが対応の基本である。
- (10) 現在学校の管理者（校長・教頭）と、教職員の間は、必ずしも緊密ではなく、しばしば不幸な対立関係にある。その点、文部省や教育委員会は、教育基本法の精神にのっとって、でき得る限り現場教師の自主性と創造性を尊重し、彼らが積極的に教育活動を行い得るよう配慮する必要があり、学校管理者と現場教師が協力して学校運営にあたれるよう善処する必要がある。
- (11) 県教育委員会及び市町村のそれは、政治的中立を厳守し、民主的な運営を行い、教員人事に際しては、県内に現存する学閥の解消に努めると共に、校長人事にあたっては、信頼される教育者を選定するように努めることが肝要である。なお県教育委員会は、他府県の大部分が実施しているように、会議を公開にすることが必要である。また同委員の任命制については公選制または準公選に改めることを含めて再検討することが望ましい。
- (12) 敗戦後40年近くを経過した今日においても、遺憾ながら新しい家庭や家族のあり方が、充分に確立されていないところが多い。今後早急にこの問題を解決して夫婦が一致協力して子供の自主性を育て、しつけを身につけてやれるように努めることがきわめて肝要である。
- (13) 青少年をとります社会環境には、営利第一主義の立場から、いかがわしい風俗営業や印刷物、テレビの映像等が氾らんしている。これらはいずれも青少年の「問題行動」と深いかかわりをもっているので、教育面を配慮した自肅が強く望まれる。
- (14) 戦後におけるわが国の民主社会では、極端な利己主義が幅を利かせている。ことに高度経済成長のなかで、金銭第一主義の思潮を生み、これが青少年の「問題行動」を一層助長している。その点、日本人全体が、子供のためにも、反省すべきことである。

（第一次答申内容の説明は省略します。） 「新潟県公立高等学校教育の改革と改善に関する施策

ならびにその運動のすすめ方等についての答申（第1次）】

（1984年3月 高校教育問題審議会より）

## V 「労働問題研究委員会報告」（労働問題研究委員会（日経連）1984・1・11）

### 第8章 教育の問題

わが国の経済発展の基盤が、国民の教育水準の高さにあることは、つとに指摘されているところである。それは、学校教育の機会均等と公平な実力競争の結果、社会の活力が高められたことによる。しかし今日において、いくつかの歪みが生じていることも事実である。

#### （1）中学校義務教育制度の見直し

わが国の憲法は、国民に対しその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負わせ（第26条）、教育基本法はその期間を9年間としている（第4条）。

われわれは、昭和57年3月から1年余にわたり校内暴力の問題について審議したのである（昭和58年7月「近年の校内暴力問題について」を発表）が、その過程で明らかになったことは、校内暴力の主力

の策を講ずる必要がある。

本審議会は教育の荒廃を各方面から検討した結果、その原因は単純なものではなく、問題をおこす本人にももちろん責任はあるが、子供をとりまく日本の社会が、きびしい選別の社会であるため、好むと否とにかかわらず学歴偏重の風潮を生む結果となり、それが今日のはげしき受験競争、塾通い、教育産業の台頭を許している。さらに業者テストは多彩な能力を内包する生徒達を偏差値のみひよってこれを輪切りにしており、このきびしい情勢が「問題行動」の大きな要因となっているのである。その上、家族制度が崩壊し、これに代りべき家庭のあり方が確立されていないために、子供のしつけが充分になされていない。さらに社会環境にも子供の教育上、反省すべき数多くの事象がみられ、テレビや週刊誌等にも自省が望まれる映像や報道が多い。

一方生徒の「問題行動」に率先して取り組まねばならない立場にある教職員や学校、行政当局には、柔軟性がなく、積極的な対応に欠けており、全員が一致協力して事にあたる気概に乏しい。その原因の一つに行政ならびに学校の管理者と教師との間に存在する不信感があげられる。

このように生徒の「問題行動」は、いろいろの要因が絡みあって起っているのであって、これらをさらに深く掘り下げてゆくと、戦後の教育制度をその原点にたちかえって洗いなおしてみると、教育行政の面でも憲法や教育基本法の立場から、運営の現状を反省してみる必要がある。さらに戦後の民主主義が、広く国民に定着してゆくなかで、個人主義が方向を誤まって極端な利己主義に走ってしまったこそにも大きな責任がある。

以上のことから、今日の教育荒廃の原因と対策について次の如き結論と提案を示して答申とする。

- (1) 教育の荒廃をもたらした最大の原因是、極度にエスカレートした受験競争にある。これを是正するためには、次の如き対策が必要である。
  - (A) 上級学校の進学に焦点をあてている現在の学校教育の姿勢を改め、教育本来の使命である人間形成と各教科の基礎的知識修得に意を用いること。
  - (B) 中学校で実施されている業者テストを全面的に廃止すること。そして高校への進学には、偏差値によらない適切な手段を新たに編みだすこと。
  - (C) 中学生の大多数が高校に進学している現況からみて、中学から高校への入試は不要である。できれば中・高校一貫教育を推進することが望ましい。
  - (D) 大学入試共通一次試験は、大学のランク付けを招く結果となった。弊害ばかりが目立つので（第1および第4章参照）早急に廃止を含めてこの制度を再検討する必要がある。なお大学入試問題の難問、奇問を防止する方法については、別途にこれを検討する。
  - (E) 東京大学を頂点とする現在のピラミッド型大学間格差ができるだけ早期に解消する必要がある。その点、文部省は大学院博士課程の設置や教官の研究費、特別設備費等について従来のあり方を大幅に改める必要がある。
  - (F) 大企業のみならず社会全体が、学歴偏重の風潮を是正するために、それぞれの立場から努力してゆくことが望ましい。
- (2) 高校入試に際し、偏差値によって学校を選ぶために、学校間の格差ができるのみならず生徒が自分の希望する学校や進路を選択することができない。そのために入学後も退学者や学校に興味を示さない生徒が続出している。これを改めるためには、高校入試のあり方を抜本的に改革するほか、高校教育の新しい体系、例えば総合制高校の創設等を考慮する必要がある。
- (3) 現在の中学校や高校の規模は、大多数の学校が、学級数、生徒数とともに文部省が示している適正規模をはるかに越えている。これについては、少なくとも一校24学級、一学級40人以下に改めること。
- (4) 現在の中・高校における教師の一週間あたりの持時間が多すぎるので、これを中学校で16時間、高校で14時間程度に改めること。
- (5) 現在、中・高校生に課せられている教科の水準は、相当に高いレベルにある。これを幾分緩和して、生徒が基礎的知識を充分に理解できるように修正する必要がある。

⑥ 読む週刊誌の種類（複数回答）

	中 学 生		高 校 生		勤 劳 青 年	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
1位	% 青少年 69 マンガ(71)	% 芸能 55 (52)	% 青少年 64 マンガ(71)	% 女性 56 (48)	% 青少年 50 マンガ(53)	% 女性 83 (85)
2	29 スポーツ (29)	27 マンガ(31)	25 男性 (46)	47 芸能 (36)	47 男性 (57)	39 芸能 (47)
3	20 芸能 (20)	22 女性 (15)	25 スポーツ (28)	24 青少年 マンガ(23)	22 スポーツ (18)	17 青少年 マンガ(17)
4	11 マンガ (19)	18 マンガ (15)	24 芸能 (21)	12 スポーツ (8)	19 一 般 (20)	8 一 般 (4)
5	3 男 性 (11)	6 娯 樂 (2)	15 成人向け (13)	6 マンガ (8)	15 成人向け (19)	7 ス ポ ツ (1)

( ) 前回調査

⑦ 深夜番組（テレビ・ラジオ）の視聴経験

	中 学 生		高 校 生		勤 劳 青 年	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
テ レ ビ	61.2 % (71.7)	54.3 % (54.4)	89.5 % (91.8)	78.4 % (85.0)	93.2 % (93.9)	84.2 % (82.5)
ラ ジ オ	66.8 (68.8)	54.8 (48.2)	88.9 (93.8)	88.6 (93.2)	78.5 (76.5)	84.5 (77.1)

( ) 前回調査

資料出所（『新潟県の若もの』新潟県民生部青少年福祉課 昭和58年12月）

IV 高校教育問題審議会答申

1984年3月27日

新潟県高等学校教職員組合

執行委員長 木 村 穀 殿

高校教育問題審議会

会長 北 村 四 郎

(第一次答申)

今日の教育荒廃の原因と対策について

1982年に発表された新高教「非行・学力」問題専門委員会の報告をみても分るよう、高校生の喫煙、万引、窃盗、校内暴力、飲酒、性非行等のいわゆる問題行動は、もはや看過できない状態にあり、最近ではそれが一層低年齢化して中学生にとくに高頻度に発生する傾向を示しており、早急に具体的な対応

⑤ テレビの性番組視聴の有無

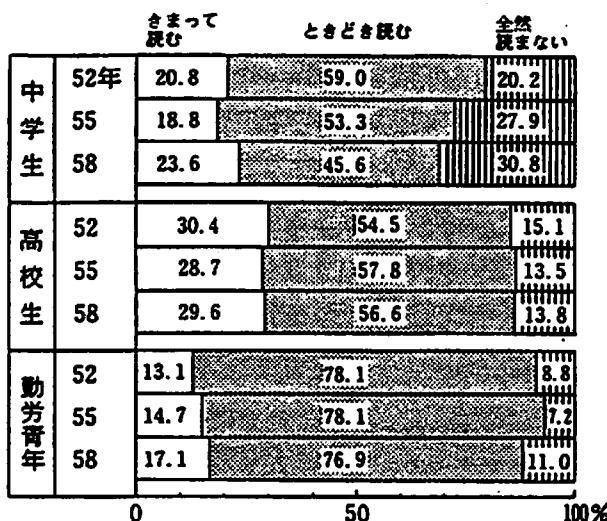
		中 学 生		高 校 生		勤 劳 青 年	
		男	女	男	女	男	女
あ る	52年	66.7 %	71.6 %	80.6 %	74.9 %	87.6 %	74.8 %
	55	61.3	58.6	77.6	59.9	84.7	68.6
	58	45.7	56.3	79.9	56.0	86.7	68.1
な い	52	32.5	28.1	18.9	24.8	12.4	23.3
	55	38.5	40.4	21.9	39.4	13.6	29.9
	58	53.4	43.7	19.7	43.7	13.0	31.3

⑥ 性を扱った番組を見てどのように思ったか（複数回答）

		中 学 生		高 校 生		勤 劳 青 年	
		男	女	男	女	男	女
異性に关心を持つようになった		41.2 % (38.1)	30.6 % (33.6)	34.4 % (37.2)	16.2 % (17.0)	28.3 % (33.3)	24.0 % (29.2)
異性の性を知り勉強になった		20.6 (21.3)	7.1 ( 9.5)	26.1 (25.2)	14.3 (15.2)	22.0 (37.3)	24.8 (34.0)
異性とつき合うのがいやになった		5.9 ( 5.8)	11.2 (11.2)	2.2 ( 1.3)	10.5 ( 7.1)	1.7 ( 2.0)	5.6 ( 1.4)
夢でその場面をよくみることがある		17.6 (17.4)	15.3 ( 9.5)	11.1 ( 6.2)	4.8 ( 4.5)	6.4 ( 6.5)	3.2 ( 9.0)
特に影響を受けなかった		31.4 (32.9)	39.8 (43.1)	40.6 (40.7)	56.2 (58.0)	54.3 (37.9)	46.4 (37.5)

( ) 前回調査

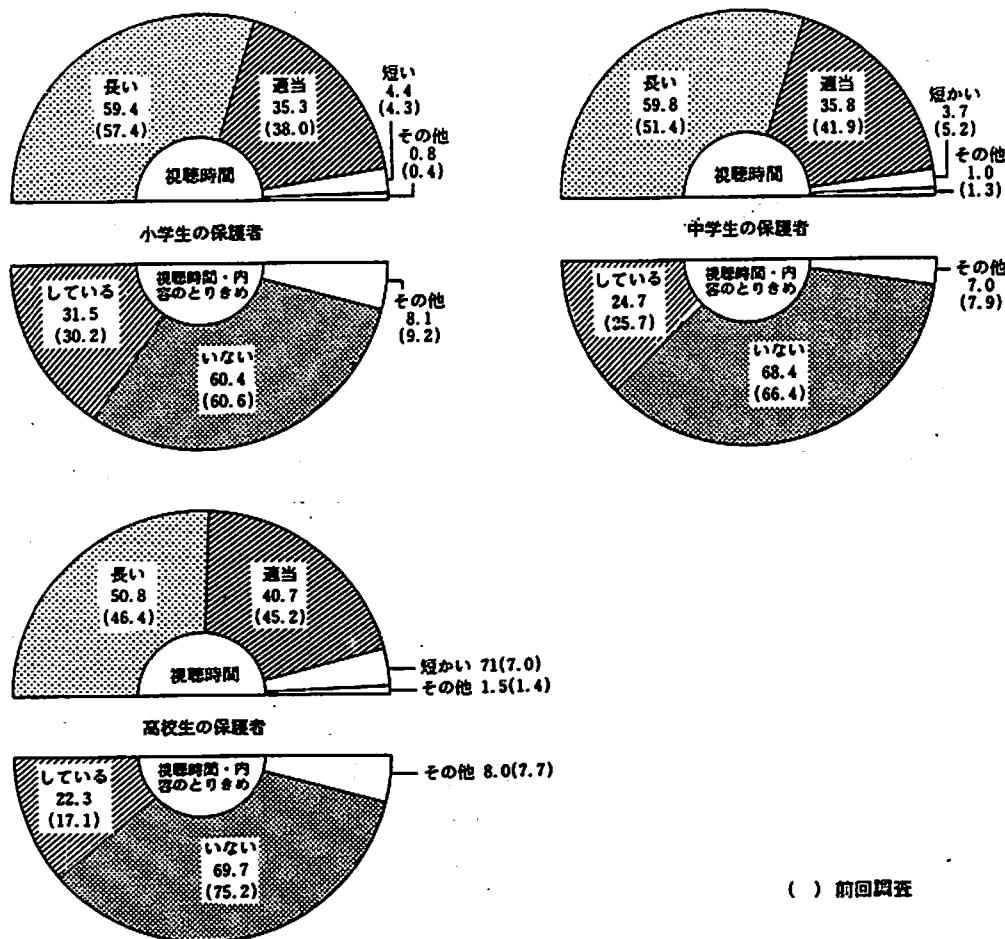
⑦ 週刊誌を読む頻度



### ③ テレビの視聴時間

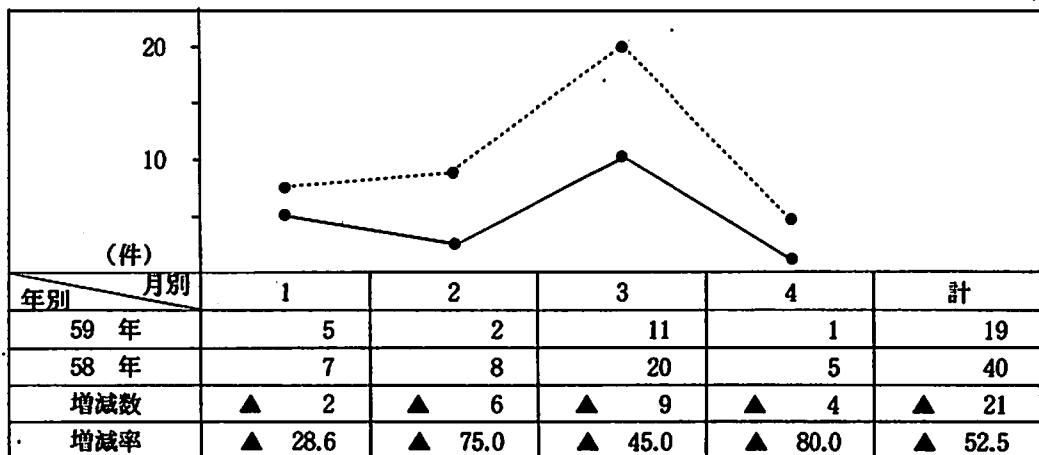
		小 学 生			中 学 生			高 校 生			勤 劳 青 年		
		52年	55	58	52	55	58	52	55	58	52	55	58
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平 日	1 時間ぐらい	6.9	8.5	12.3	13.2	10.0	5.4	14.5	12.8	11.2	13.3	10.8	10.2
	1 ~ 2 時間	25.7	28.4	26.6	36.8	34.9	33.6	38.3	40.0	38.4	35.5	34.1	38.1
	2 ~ 3 時間	35.1	37.2	35.3	37.9	39.3	43.5	34.8	36.6	38.3	30.8	34.7	34.1
	3 時間以上	27.0	19.4	20.8	10.1	11.6	15.8	7.2	7.5	9.5	6.8	12.1	9.2
休 日	ほとんどみない	2.5	3.3	3.5	2.4	2.7	1.5	4.7	2.2	2.4	10.3	6.0	6.2
	1 時間ぐらい	10.3	7.3	5.8	2.2	2.7	1.7	2.5	3.7	3.8	7.8	7.1	8.2
	1 ~ 2 時間	18.9	21.2	17.9	9.4	8.3	8.8	13.0	15.1	15.1	16.0	19.4	17.9
	2 ~ 3 時間	31.3	31.9	33.4	38.2	37.6	29.9	39.1	41.8	41.6	33.1	36.9	38.7
休 日	3 時間以上	29.6	29.3	38.1	44.4	45.1	58.0	42.6	35.4	37.2	25.3	26.3	24.7
	ほとんどみない	6.0	5.1	3.8	1.3	2.2	1.3	1.7	1.3	2.3	3.6	5.8	8.0

### ④ 子どものテレビ視聴に対する保護者の意識



### (3) 校内暴力

○ 発生傾向は、前年と同様の推移をたどっているが数的には半減している。



資料出所「県警防犯部少年課 昭和59年5月25日」

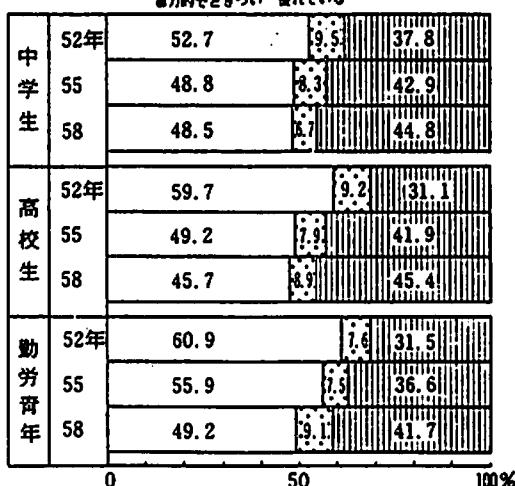
### III 新潟県の青少年とマスコミ

#### ① 成人映画観賞の有無

		中学生		高校生		労働青年	
		男	女	男	女	男	女
ある	52年	3.7%	1.9%	11.5%	2.0%	44.4%	31.1%
	55	7.1	4.2	10.3	4.6	78.6	13.8
	58	5.7	3.9	15.3	1.2	75.1	14.5
ない	52	95.2	97.5	88.3	97.4	53.1	66.0
	55	91.9	95.6	89.7	95.4	20.4	85.3
	58	93.6	95.1	84.4	98.5	22.5	83.9

#### ② 映画ポスター・看板への影響度

性的刺激が多い、危険として警戒している、普通・何とも感じない、暴力的でぞごつい、嫌れている



	件 数				件 数				件 数					
	対 教 師	生徒間		施設等損壊	計	対 教 師	生徒会		施設等損壊	計	教 師	生 徒	施設等損壊	計
		校 内	校 外				校 内	校 外						
昭和 59 (1~4)	5	7	1	6	19	10	7		13	30	9	7	3	19
昭和 58	( 14)	( 2) 17	7	2	( 3) 40	( 1) 18	( 13) 40	36	5	( 14) 99	( 1) 15	( 5) 31	2	( 6) 48
増減数	( ▲ 1) ▲ 9	( ▲ 2) ▲ 10	▲ 6	4	( ▲ 3) ▲ 21	( ▲ 1) ▲ 8	( ▲ 13) ▲ 33	▲ 36	8	( ▲ 14) ▲ 69	( ▲ 1) ▲ 6	( ▲ 5) ▲ 24	1	( ▲ 6) ▲ 29
増減率 (%)	▲ 64.3	▲ 58.8	▲ 85.7	200.0	▲ 52.5	▲ 44.4	▲ 82.5	▲ 100.0	160.0	▲ 69.7	▲ 40.0	▲ 77.4	50.0	▲ 60.0

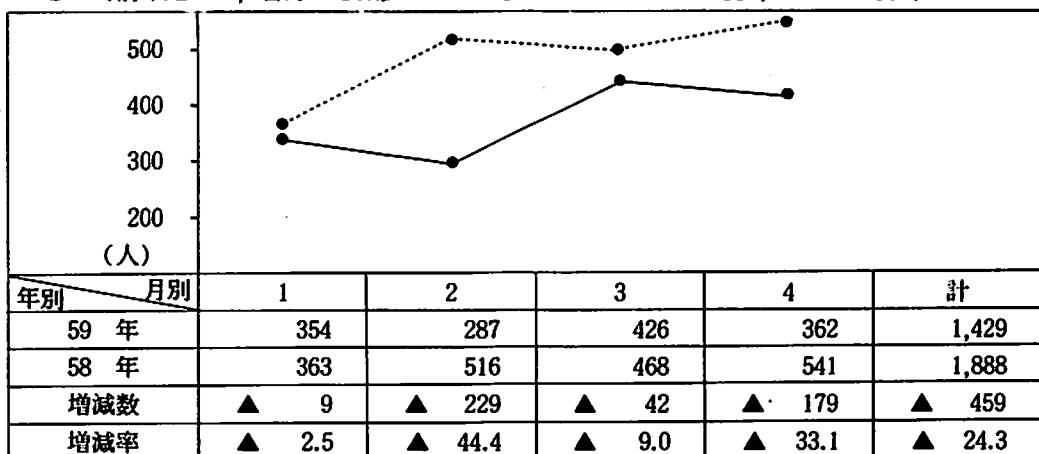
注：( ) 内は高校生を内数で示す。

## 5. 月別補導の推進

### (1) 犯罪少年

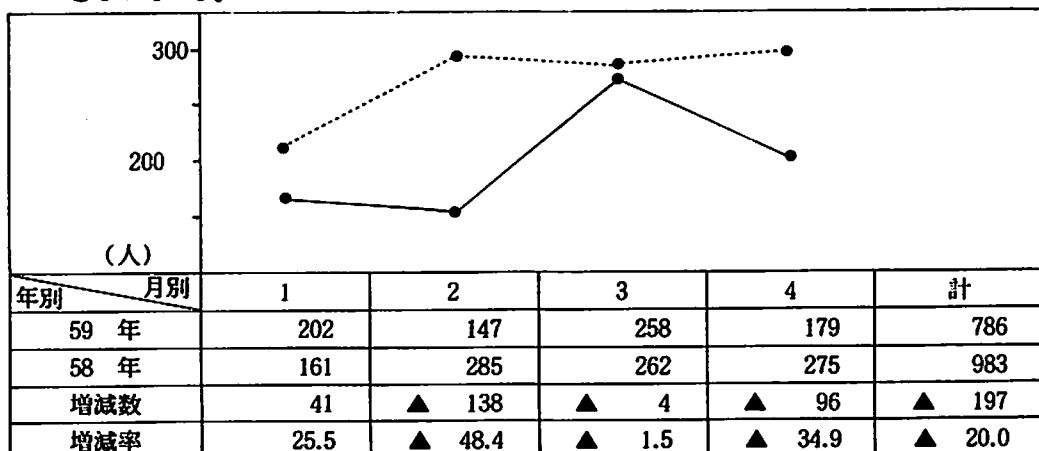
○ 対前年比では、各月とも減少している。

..... 58年 —— 59年



### (2) 万引き少年

○ 本年は各月の発生に高低差が激しくなっているほか総体的に対前年比20パーセントの減少となっている。



## 1. 概 態

- 4月末現在の刑法犯少年と特別法犯少年の合計は1,429人で前年同期と比較し、マイナス459人、24.3パーセント減少している。
- 特別法犯少年についてはシンナー乱用等の毒劇法違反が大幅に減少している。

区分	総 数	刑 法 犯 少 年			特別法犯 少 年
		犯罪少年	触法少年	計	
昭59（1～4）	1,429	988	360	1,348	81
昭58（1～4）	1,888	1,185	532	1,717	171
増 減 数	▲ 459	▲ 197	▲ 172	▲ 369	▲ 90
増減率（%）	▲ 24.3	▲ 16.6	▲ 32.3	▲ 21.5	▲ 52.6

## 2. 学職別（特別法犯少年を除く）

- 学職別では、中学生、高校生の減少が目立っている。
- 構成比では中学生が48.1パーセントと依然高率を示している。

区分	総 数	学 生 ・ 生 徒					有 職 少 年	無 職 少 年
		小 計	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他		
昭59（1～4）	1,348	1,176	112	649	392	23	97	75
構 成 比	100	87.2	8.3	48.1	29.1	1.7	7.2	5.6
昭58（1～4）	1,717	1,540	111	947	447	35	99	78
増 減 数	▲ 369	▲ 364	1	▲ 298	▲ 55	▲ 12	▲ 2	▲ 3
増減率（%）	▲ 21.5	▲ 23.6	0.9	▲ 31.5	▲ 12.3	▲ 34.3	▲ 2.0	▲ 3.8

## 3. 犯種別（特別法犯少年を除く）

- 全刑法犯少年の83.5パーセントは窃盗犯であり、そのうち69.9パーセントが万引きで、その他主なものはバイク盗、自転車盗となっている。
- 凶悪犯が僅かに増加したが、その他はいずれも減少している。

区分	総 数	凶 惡 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	うち 万 引 キ	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他
昭59（1～4）	1,348	22	131	1,125	786	28	10	32
構 成 比	100	1.6	9.7	83.5	58.3	2.1	0.7	2.4
昭58（1～4）	1,717	19	180	1,383	983	45	28	62
増 減 数	▲ 369	3	▲ 49	▲ 258	▲ 197	▲ 17	▲ 18	▲ 30
増減率（%）	▲ 21.5	15.8	▲ 27.2	▲ 18.7	▲ 20.0	▲ 37.8	▲ 64.3	▲ 48.4

## 4. 校 内 暴 力

- 校内暴力事件は発生19件、補導人員30人であり前年同期に比較し、件数で52.5パーセント、人員で69.7パーセントと大幅に減少している。
- 対教師暴力の発生は5件で、これも前年同期に比較し、件数で64.3パーセント、人員で44.4パーセント減少している。

市町村名	総人口	青少年人口 (0~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 刑法犯少年	非行少年比率 (1,000人対比)
畠野町	5,929	1,435	24.2	1,002	1	1.0
真野町	6,980	1,808	25.9	1,169	2	1.7
小木町	4,442	1,232	27.7	837	5	6.0
羽茂町	5,163	1,307	25.3	797	3	3.8
赤泊村	3,369	784	23.3	499	3	6.0

人口 昭和59年1月1日現在推計人口

資料出所「企画調整部統計課」

少年非行数 昭和58年中に刑法犯で補導された少年数 資料出所「警察本部少年課」

(「にいがたの青少年」昭和58年度版 県青少年総合対策本部より)

## ② 非行少年等の補導状況

		53	54	55	56	57	58	
非 行 少 年	刑法犯	犯罪少年	2,919	2,694	3,377	3,934	4,117	4,203
		触法少年	984	1,076	1,171	1,549	1,703	1,901
		計	5,903	3,770	4,548	5,483	5,820	6,104
特 別 法 犯	犯罪少年	311	395	379	639	638	577	
		触法少年	8	9	14	9	26	39
		計	319	404	393	648	664	616
	ぐ犯少年	9	25	39	81	57	37	
	合計	4,231	4,199	4,980	6,212	6,541	6,757	
	不良行為少年	30,353	23,719	16,462	29,050	34,236	34,178	

### 用語の意味

少年……20歳未満の者

非行少年等……非行少年及び不良行為少年の総称

非行少年……犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年

犯罪少年……罪を犯した14歳以上の少年

触法少年……14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服さない、犯罪性のある人と交際するなど、少年の性格、環境からみて将来犯罪を犯すおそれのある少年

不良行為少年……非行少年には該当しないが、家出、飲酒、喫煙その他正しい生活態度からはずれた行為をした少年

刑法犯少年……刑法犯で補導した少年（触法少年を含む）

特別法犯少年……刑法及び交通法令以外の法令違反で補導した少年（触法少年を含む）

主要刑法犯……刑法犯のうち凶悪犯、粗暴犯、窃盗、知能犯及び風俗犯

凶 惡 犯……殺人、強盗、強姦、放火

粗 暴 犯……凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、脅喝

知 能 犯……詐欺、横領、偽造

風 俗 犯……と博、わいせつ

人 口 比……少年人口（6~19歳）1,000人当たりの補導数、ただし小・中・高校生について  
はそれぞれ1,000人当たりの補導数

資料出所「にいがたの青少年」昭和58年度版 県青少年総合対策本部

市町村名	総人口	青少年人口 (0~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 刑法犯少年	非行少年比率 (1,000人対比)
津南町	13,594	3,681	27.1	2,284	18	7.9
中里村	6,949	2,081	29.9	1,292	12	9.3
<b>刈羽郡</b>						
高柳町	3,679	861	23.4	613	1	1.6
小国町	8,900	2,523	28.3	1,578	11	7.0
刈羽村	5,503	1,602	29.1	940	1	1.1
西山町	8,022	2,259	28.2	1,393	13	9.3
<b>東頸城郡</b>						
安塚町	5,427	1,505	27.7	947	3	3.1
浦川原村	4,836	1,436	29.7	884	7	7.9
松代町	6,347	1,621	25.5	1,143	3	2.6
松之山町	4,608	1,140	24.7	807	7	8.7
大島村	3,577	942	26.3	640	16	25.0
牧村	4,194	1,143	27.3	764	3	3.9
<b>中頸城郡</b>						
柿崎町	13,545	4,214	31.1	2,637	60	22.8
大潟町	10,915	3,799	34.8	2,285	10	4.4
頸城村	8,196	2,646	32.3	1,587	5	3.2
吉川町	6,788	2,059	30.3	1,299	3	2.3
妙高高原町	7,363	2,365	32.1	1,586	3	1.9
中郷村	5,901	1,751	29.7	1,071	3	2.8
妙高村	5,866	1,749	29.8	1,084	5	4.6
板倉町	8,603	2,523	29.3	1,607	17	10.6
滑里村	3,428	1,066	31.1	603	9	14.9
三和村	6,566	1,947	29.7	1,160	4	3.4
<b>西頸城郡</b>						
名立町	4,023	1,115	27.7	659	5	7.6
能生町	12,921	3,918	30.3	2,636	35	13.3
青海町	11,413	3,476	30.5	2,426	7	2.9
<b>岩船郡</b>						
関川村	8,396	2,516	30.0	1,627	10	6.1
荒川町	11,248	3,731	33.2	2,278	39	17.1
神林村	11,556	3,643	31.5	2,231	50	22.4
朝日村	13,566	4,136	30.5	2,579	22	8.5
山北町	9,618	2,857	29.7	1,924	16	8.3
粟島浦村	550	125	22.7	88	—	—
<b>佐渡郡</b>						
相川町	12,090	3,244	26.8	2,185	35	16.0
佐和田町	10,657	3,225	30.3	2,157	18	8.3
金井町	7,829	2,274	29.0	1,438	7	4.9
新穂村	5,282	1,384	26.2	908	—	—

市町村名	総人口	青少年人口 (0~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 刑法犯少年	非行少年比率 (1,000人対比)
巻町	28,746	9,934	34.6	6,165	87	14.1
西川町	11,180	3,767	33.7	2,227	10	4.5
黒崎町	21,203	7,765	36.6	4,712	59	12.5
味方村	4,916	1,546	31.4	859	8	9.3
渴東村	6,148	2,000	32.5	1,077	5	4.6
月潟村	3,733	1,209	32.4	678	15	22.1
中之口村	6,432	2,145	33.3	1,235	10	8.1
<b>南蒲原郡</b>						
田上町	11,885	4,054	34.1	2,554	27	10.6
下田村	12,809	4,145	32.4	2,436	47	19.3
栄町	11,406	3,813	33.4	2,159	22	10.2
中之島村	11,191	3,662	32.7	2,061	8	3.9
<b>東蒲原郡</b>						
津川町	6,585	1,914	29.1	1,271	10	7.9
鹿瀬町	3,889	966	24.8	691	5	7.2
上川村	3,988	1,125	28.2	721	7	9.7
三川村	4,903	1,370	27.9	894	8	8.9
<b>三島郡</b>						
越路町	14,244	4,616	32.4	2,721	21	7.7
三島町	6,812	2,029	29.8	1,260	4	3.2
与板町	7,608	2,510	33.0	1,615	9	5.6
和島村	5,618	1,726	30.7	1,046	10	9.6
出雲崎町	6,896	1,867	27.1	1,166	5	4.3
寺泊町	13,286	4,150	31.2	2,517	26	10.3
<b>古志郡</b>						
山古志村	3,321	991	29.8	666	13	19.5
<b>北魚沼郡</b>						
川口町	6,634	2,139	32.2	1,265	8	6.3
堀之内町	10,663	3,402	31.9	2,036	7	3.4
小出町	13,083	4,363	33.3	2,683	34	12.7
湯之谷村	6,578	2,167	32.9	1,270	19	15.0
広神村	9,584	3,003	31.3	1,779	19	10.7
守門村	5,969	1,768	29.6	1,109	8	7.2
入広瀬村	2,668	697	26.1	449	3	6.7
<b>南魚沼郡</b>						
湯沢町	9,785	3,029	31.0	1,825	21	11.5
塩沢町	20,753	6,404	30.9	3,898	39	10.0
六日町	27,913	9,345	33.5	5,580	48	8.6
大和町	15,005	4,927	32.8	2,878	22	7.6
<b>中魚沼郡</b>						
川西町	9,638	2,941	30.5	1,917	10	5.2

市町村名	総人口	青少年人口 (0~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 刑法犯少年	非行少年比率 (1,000人対比)
新潟市	470,036	170,009	36.2	101,776	1,614	15.9
長岡市	183,178	64,609	35.3	38,777	493	12.7
上越市	129,024	44,692	34.6	27,732	310	11.2
三条市	86,402	30,879	35.7	19,065	193	10.1
柏崎市	85,344	26,946	31.6	16,272	105	6.5
新発田市	77,195	25,999	33.7	15,981	267	16.7
新津市	63,303	21,441	33.9	13,267	165	12.4
小千谷市	44,410	14,265	32.1	8,843	124	14.0
加茂市	36,228	12,247	33.8	7,530	179	23.8
十日町市	48,840	16,221	33.5	10,652	88	8.3
見附市	42,371	14,714	34.7	9,281	66	7.1
村上市	33,613	11,068	32.9	7,380	107	14.5
燕市	44,455	16,373	36.8	10,340	116	11.2
板尾市	29,882	9,537	31.9	6,158	46	7.5
糸魚川市	35,877	11,001	30.7	7,220	30	4.2
新井市	28,252	8,866	31.4	5,577	47	8.4
五泉市	40,052	14,199	35.5	8,918	108	12.1
両津市	20,672	5,594	27.1	3,791	28	7.4
白根市	33,685	11,596	34.4	6,787	50	7.4
豊栄市	44,316	16,432	37.1	9,939	95	9.6
<b>北蒲原郡</b>						
安田町	10,483	3,564	34.0	2,160	20	9.3
京ヶ瀬村	7,509	2,503	33.3	1,363	9	6.6
水原町	19,807	6,792	34.3	4,203	25	5.9
笛神村	10,146	3,188	31.4	1,835	12	6.5
豊浦町	10,474	3,348	32.0	1,965	29	14.8
聖籠町	12,487	4,413	35.3	2,614	56	21.4
加治川村	7,498	2,382	31.8	1,367	16	11.7
紫雲寺町	8,153	2,797	34.3	1,604	44	27.4
中条町	28,951	9,997	34.5	6,178	88	14.2
黒川村	6,506	2,053	31.6	1,243	5	4.0
<b>中蒲原郡</b>						
小須戸町	10,414	3,579	34.4	2,187	15	6.9
村松町	22,454	7,370	32.8	4,507	29	6.4
横越村	8,800	3,057	34.7	1,763	15	8.5
亀田町	27,865	9,898	35.5	6,175	123	19.9
<b>西蒲原郡</b>						
岩室村	9,797	3,146	32.1	1,876	8	4.3
弥彦村	8,153	2,759	33.8	1,638	48	29.3
分水町	15,640	5,279	33.8	3,278	14	4.3
吉田町	13,674	8,656	36.6	5,273	100	19.0

③ 昭和53年度以降の入当状況

区分		昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
中学校卒業者数		36,069	36,100	37,488	34,821	33,216	※ 38,501
公	募集学級数	700	689	703	673	663	737
	募集定員	30,375	29,960	30,620	29,290	28,875	32,180
	入学志願者数	32,316	32,280	33,612	31,689	29,867	34,775
	受験者数	31,578	31,497	32,910	30,946	28,850	33,738
	合格者数	28,874	28,873	29,756	28,338	27,072	31,105
	入学許可者数	28,776	28,765	29,695	28,221	26,988	30,956
	合格率(%)	91.4	91.7	90.7	91.6	93.8	92.2
全	募集学級数	651	652	669	642	634	709
	募集定員	28,415	28,480	29,260	28,050	27,715	31,060
	入学志願者数	31,291	31,287	32,359	30,690	29,103	33,629
	受験者数	30,648	30,596	31,795	30,056	28,183	32,766
	合格者数	27,961	28,013	28,827	27,505	26,460	30,266
	入学許可者数	27,906	27,950	28,786	27,455	26,413	30,227
	合格率(%)	91.2	91.6	90.7	91.5	93.9	92.4
日制	募集学級数	49	37	34	31	29	28
	募集定員	1,960	1,480	1,360	1,240	1,160	1,120
	入学志願者数	1,025	993	1,253	999	764	1,146
	受験者数	930	901	1,115	890	667	972
	合格者数	913	860	1,029	833	612	839
	入学許可者数	870	815	909	766	575	729
	合格率(%)	98.2	95.4	92.3	93.6	91.8	86.3
私立	募集学級数	115	112	110	109	108	118
	募集定員	5,270	5,085	4,975	4,935	4,895	5,380
	入学志願者数	18,259	20,856	22,181	21,516	19,997	22,584
	受験者数	11,861	14,960	16,145	15,991	14,332	13,551
	合格者数	10,033	11,113	11,920	12,549	12,391	10,224
	入学許可者数	4,944	4,936	5,339	4,803	4,535	5,231
	合格率(%)	84.6	71.3	73.8	78.5	86.5	75.4

※印は卒業見込数で、昭和57年5月1日現在の中学校3年生の数である。

資料出所（新潟県教委「高等学校等入学状況調査（昭和58年）」）

## II 新潟県の青少年と非行

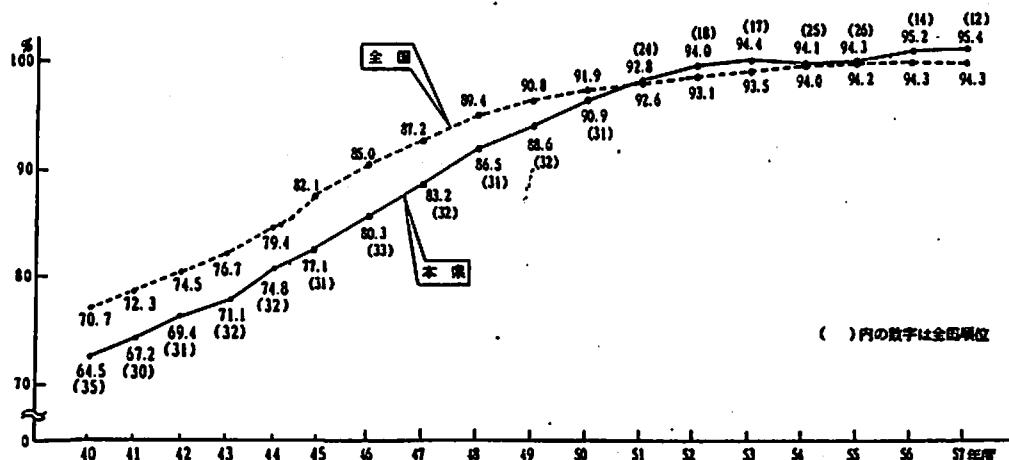
### ① 市町村別青少年人口等

市町村名	総人口	青少年人口 (0~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 刑法犯少年	非行少年比率 (1,000人対比)
県計	2,468,520	830,081	33.6	509,606	6,013	11.8
市計	1,576,793	546,688	34.7	335,286	4,231	12.6
郡計	891,727	283,393	31.8	174,320	1,782	10.2

# 資料室コーナー

## I 新潟県の進学状況

### ① 高等学校進学率の推移



資料出所（新潟県教委『高等学校等入学状況調査（昭和55～58年）』）

### ② 新潟県の大学進学率、志願率、合格達成率（当年卒業者）推移

昭和 年度	進 学 率		志 願 率		合 格 達 成 率	
	全 国	県(順位)	全 国	県	全 国	県
45	24.2	15.8 (46)	34.6	23.0	68.5	68.5
46	26.8	16.4 (46)	36.7	24.0	71.4	68.1
47	29.2	18.2 (46)	39.3	26.0	72.5	69.7
48	31.2	20.0 (45)	41.8	27.7	73.1	71.6
49	32.2	20.0 (47)	44.2	30.6	72.0	65.2
50	34.2	21.8 (47)	47.3	33.2	71.5	65.5
51	35.1	21.3 (47)	47.7	32.2	70.2	65.4
52	33.2	21.4 (45)	47.1	31.1	69.9	68.3
53	32.8	21.2 (45)	45.9	31.5	70.7	67.1
54	32.0	20.9 (44)	45.7	30.6	70.0	68.2

[注] 1. 進学率 =  $\frac{\text{当年卒業の大学・短大進学者}}{\text{当年高校卒業者}}$

2. 志願率 =  $\frac{\text{当年卒業者の大学・短大志願者}}{\text{当年高校卒業者}}$

3. 合格達成率 =  $\frac{\text{進学者}}{\text{志願者}}$

資料出所（新潟県教委『大学等進学状況調査（昭和50年、55年）』）